

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月12日（金）午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年5月12日（金）午後2時21分
3. 開催場所 日置川拠点公民館 2階 大会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 6番 木戸 孝
7番 鈴木 隆文 8番 藤原 久恵 9番 南 喜久治
10番 小野 真一 11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司
14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 13番 柏木 彰文
6. 事務局
局長 古守 繁行 係長 尾原 圭 主任 石川 智寛
主査 大平 真也
7. 議事日程
開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第 7号 農地法第5条の規定による許可について
報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第 9号 農地使用貸借の合意解約通知について
議案第18号 非農地証明について
議案第19号 農地法第3条の規定による許可について
議案第20号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第21号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について
その他
閉会

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から5月の農業委員会を開催させていただきたいと思っております。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、13番の柏木 彰文委員でございます。

す。また、本日は、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区、川添地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。3番の本田 勉委員と10番の小野 真一委員を本日の議事録署名委員に指名致します。よろしく願い致します。

3番委員 はい

10番委員

議長 それでは、ただ今から会議を開催致しますが、本日の議事日程につきまして、事務局から提案があるとのことでございます。事務局から提案をお願いします。

係長 本日お手元に追加議案と致しまして、議案第22号 白浜町農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について配布させていただきます。この追加案件につきまして、後ほどご審議いただきたいのですが、いかがでしょうか。

議長 ただ今、事務局から追加議案の配布と議事日程についての提案がございました。後ほど、議案第22号 白浜町農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則についてご審議いただきたいとのことですが、ご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。後ほど、議案第22号 白浜町農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則についてとしてご審議いただきます。それでは、議題に入らせていただきます。報告第7号 農地法第5条の規定による許可について、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第7号 農地法第5条の規定による許可につきまして、令和5年4月7日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会会長専決規程第2条の規定に基づき専決処分致しましたので、同規程第3条の規定に基づきご報告致します。議案書の1ページをお願い致します。申請地は〇〇他13筆で、残土処理場です。4月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり5月1日付けで許可書を交付しています。

続きまして、議案書の2ページをお願い致します。申請地は〇〇他4筆で、残土処理場です。4月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり5月1日付けで許可書を交付しています。

続きまして、議案書の3ページをお願い致します。申請地は〇〇他2筆で、残土処理場です。4月25日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり5月1日付けで許可書を交付しています。以上ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第7号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、2件ございますが、一括して事務局から報告願います。

係長 はい、報告第8号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましてご報告致します。1番につきましてご報告致します。議案書の4ページをお願い致します。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は1,236㎡です。借人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。小作権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして、2番につきましてご報告致します。議案書の6ページをお願い致します。対象地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は284㎡です。借人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。小作権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、ご報告致します。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第8号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、報告第9号 農地使用貸借の合意解約通知につきまして、事務局より報告願います。

係長 はい、報告第9号 農地使用貸借の合意解約通知につきましてご報告致します。1番につきましてご報告いたします。議案書の8ページをお願い致します。対象地は〇〇他3筆で、地目はいずれも、台帳、現況ともに畑、面積は合計2,973㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。使用貸借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第9号につきましては、専決処分の報告とさせていただきます。続きまして、議案第18号 非農地証明について上程致します。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 18 号 非農地証明についてご説明致します。議案書の 10 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は 854 m²です。申請人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳です。昭和 40 年頃から雑種地とのことです。申請理由は、昭和 40 年頃の町道拡幅に伴い、当該地を埋め立てたことにより現在に至っていますとのことです。なお、4 月 25 日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 18 号につきましては、申請通り承認致します。続きまして、議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程致します。1 番につきましては〇〇委員が当事者でございますので、退席をお願い致します。～〇〇委員退席～それでは事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明致します。議案書の 12 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は 165 m²です。譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は、譲受人においては、隣接地で耕作していることから、効率的に利用できると思ったため本申請に至りましたとのことで、譲渡人においては、遠方に住んでいるために維持管理が不可能なことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願い致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 申請地の隣で耕作されていますので、異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 19 号につきましては、申請通り承認致します。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～続きまして、議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程致します。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 20 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。議案書の 14 ページをお願い致します。集積計画の概要をご説明致します。利用権設定件数は 15 件、25 筆で、面積は合計 19,837 ㎡となっております。全件につきましては、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行う予定となっております。また、全件が使用貸借権の設定です。続きまして、詳細についてご説明致します。まず、1 番についてご説明致します。議案書の 15 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は 115 ㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 6 月 1 日から 3 年 10 か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、2 番についてご説明致します。議案書の 16 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は 380 ㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 6 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。

続きまして、3 番についてご説明致します。議案書の 18 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 1 筆で、現況地目は全て畑、面積は合計 2,738 ㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇任意後見人〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 6 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。

続きまして、4 番についてご説明致します。議案書の 20 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は 1,247 ㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 6 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、5 番についてご説明致します。議案書の 22 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 1 筆で、現況地目は全て田、面積は合計 2,400 ㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 6 月 1 日から 1 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後〇〇の〇〇さんを貸付先として予定しております。

続きまして、6 番についてご説明致します。議案書の 24 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は 1,236 ㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 5 年 6 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定してお

ります。〇〇さんにつきましては、7番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、7番についてご説明致します。議案書の26ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は284㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年6月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして、8番についてご説明致します。議案書の28ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は851㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年6月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、9番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、9番についてご説明致します。議案書の30ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は1,627㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年6月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、10番についてご説明致します。議案書の32ページをお願い致します。申請地は〇〇他3筆で、現況地目は全て田、面積は合計3,131㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年6月1日から5年4か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、11番、12番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、11番についてご説明致します。議案書の34ページをお願い致します。申請地は〇〇他3筆で、現況地目は全て田、面積は合計1,935㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年6月1日から5年4か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、12番についてご説明致します。議案書の36ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は1,389㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年6月1日から5年4か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、13番についてご説明致します。議案書の38ページをお願い致します。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は452㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和5年6月1日から5年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は梅栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。

続きまして、14番についてご説明致します。議案書の40ページをお願い致します。申請地は〇〇他1筆で、現況地目は全て畑、面積は合計1,930㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳です。令和5年6月1日から1年10か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶栽培です。なお、利用権設定後、〇〇の〇〇さん〇〇歳を貸付先として予定しております。〇〇さんにつきましては、15番につきましても貸付先として予定しております。

続きまして、15番についてご説明致します。議案書の42ページをお願い致します。申請

地は〇〇他1筆で、現況地目は全て畑、面積は合計121.91㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和5年6月1日から1年10か月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員は欠席となっております。事務局に連絡等ありましたか。

係長 〇〇委員より、隣接地を借受、耕作しているので異議ありませんとのご連絡をいただいています。

議長 2番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 3番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 今回の土地は長い間耕作放棄地となっていました。すぐに耕作できる状態ではないことから、借受人がどういった野菜を作るのかわかりませんが、作物を栽培できる状態になるまでかなり時間がかかると思います。集積計画については異議ございません。

議長 4番、6番、7番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 5番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 引き続きの契約ですので、異議ございません。

議長 8番、9番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 10番から12番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 3件とも引き続きの案件ですので、異議ございません。

議長 13 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 14 番、15 番につきましては、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現地を確認してきました。荒れている状態ですので、どこまでできるのか心配するところですが、一生懸命がんばるとのことですので、異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことですので、議案第 20 号につきまして、計画の決定を承認致します。続きまして、議案第 21 号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更について上程致します。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 21 号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明致します。これは農用地の編入及び除外申請について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。1 番についてご説明致します。議案書の 44 ページをお願いいたします。申請地は〇〇他 1 筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計 643 ㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は梅畑です。変更理由は、果樹経営支援対策事業実施のため、農用地利用計画を変更する必要があることから、本申請に至りましたとのこと。こちらについては、農用地外から農用地への編入申請となります。

続きまして、2 番についてご説明致します。議案書の 46 ページをお願い致します。申請地は〇〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積は 452 ㎡です。申請者は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は、梅畑です。変更理由は、果樹経営支援対策事業実施のため、農用地利用計画を変更する必要があることから、本申請にいたしましたとのこと。こちらについては、農用地外から農用地への編入申請となります。

続きまして、3 番についてご説明致します。議案書の 48 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 1 筆で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計 473 ㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は梅畑です。変更理由は、果樹経営支援対策事業実施のため、農用地利用計画を変更する必要があることから、本申請に至りましたとのこと。こちらについては、農用地外から農用地への編入申請となります。

続きまして、4 番についてご説明致します。議案書の 50 ページをお願い致します。申請地は〇〇他 1 筆で、地目は台帳、現況ともに田、面積は合計 208 ㎡です。申請者は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、変更後の土地利用目的は駐車場用地です。変更理由は、当該地を駐車場用地として利用したいため売却してほしいと申出があったことから、本申請に至りましたとのこと。現地の状況を写真で説明致しますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～なお、書類を精査したところ、農業振興地域の整備に関する法律第 10 条第

3 項第 4 号の編入するための要件、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、「計画面積の妥当性」、「農用地区域外の土地をもって代えることが困難」、「農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさない」などで、要件の全てを満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺ひします。

〇〇委員 〇〇委員と現地を確認してきました。異議ございません。

議長 2 番から 4 番につきましては〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺ひします。

〇〇委員 〇〇地区の案件については、問題ありません。〇〇地区の案件は、低い土地であるために、梅がうまく育つか心配するところですが、異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 21 号につきましては、異議なしとして町長に回答致します。続きまして、議案第 22 号 白浜町農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則について上程致します。事務局より説明願ひします。

係長 はい。議案第 22 号 白浜町農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則についてご説明致します。お配りしております白浜町農業委員会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則についてをお願い致します。～説明～事務局からの説明は以上です。ご審議よろしくお願ひ致します。

議長 事務局からの説明が終わりました。本件について、ご意見、ご質問ございませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 22 号につきまして、同意を致します。以上で、予定しておりました議案は全て終了致しました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願ひします。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
～営農型太陽光発電について
～白浜町農業委員会活動推進互助会事業報告等について

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

〇〇委員 白浜町遊休農地対策についてですが、広報誌を見ていますと、農業法人の設立はすべきことであり、現実的でよりよいデータを得るため、協議会が事業主体となって具体的な検証を行っていくとありました。この具体的な検証とはどういったことをするのでしょうか。

局長 町の予算でトラクター等を購入し、実際に遊休農地を耕してみようということです。作業を担っていただける方を募集して、農地を維持していこうと考えているところです。

〇〇委員 町長の回答を見ていますと、営農は収支の観点から、現時点では難しいとありました。これはどういった経緯だったのでしょうか。

局長 当初の農業委員会からの意見では、水稻栽培を進めていくという話から始まりました。当時から話ですが、どの程度栽培すれば収支があってくるのか疑問だったところです。米を学校給食で取り扱えないか、農地中間管理機構から借り受けて補助金を受け取ろうかと様々な検討を致しましたが、水稻を作れば赤字になることから、営農は現実問題厳しいと話がまとまりました。協議会を設立した目的としては、遊休農地をなんとかして減らしていくということですから、次のステップとして農地を耕してみようということで進めているところです。先般、視察に伺った福井県の小浜市での取り組みも踏まえて、検討している段階です。

〇〇委員 千百万円の予算がついていますが、使い道としてはどのように考えていますか。

局長 トラクターと車両代金がほとんどになります。車両はトラックを想定していますが、金額が一番高いです。使用頻度等も鑑みて、今後必要かどうか検討していきたいと考えています。

〇〇委員 大きなお金を使うんで、1日でもはやく法人の立ち上げてほしいと思っています。

〇〇委員 予算についてはどこで確認した情報ですか。

〇〇委員 町の議会だよりで確認しました。

〇〇委員 また確認しておきます。

議長 他に何かご意見はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和5年6月9日（金）午後1時30分から富

田事務所 2 階会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会致します。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後 2 時 21 分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。